

筑紫野市告示第 151 号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、筑紫野市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）を次のように変更し、同条第3項の規定に基づき、この告示の日から施行する。

平成27年10月1日

筑紫野市長 藤田 陽 三



指定地域

区域の区分	用途地域
第1種区域	騒音規制法第3条第1項の規定に基づき、騒音について規制する地域の第1種区域及び第2種区域
第2種区域	騒音規制法第3条第1項の規定に基づき、騒音について規制する地域の第3種区域及び第4種区域

※ 平成24年4月1日筑紫野市告示第67号における指定地域の図面は、廃止する。